

商 品 名	貯金担保貸付け（貯金担保自動貸付け）
ご 利 用 いただける方	担保定額貯金、担保定期貯金又は各種財産形成定額貯金をご利用の方 担保定額貯金又は担保定期貯金を担保とする貸付けは、貯金担保自動貸付けとなります。
貸付けの担保 とする貯金	担保定額貯金、担保定期貯金又は各種財産形成定額貯金 担保定額貯金又は担保定期貯金は、自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。
貸 付 金 額	1,000円以上、1,000円単位（自動貸付けの場合を除きます。） 貯金担保自動貸付けの場合 預入金額の90%以内で1冊の通帳について300万円（平成19年9月30日までに預入された担保定額郵便貯金又は担保定期郵便貯金を担保とする自動貸付けを含みます。）まで。 各種財産形成定額貯金を担保とする貸付けの場合 預入金額に利子を加えた額の90%以内で一の契約について300万円（平成19年9月30日までに預入された各種財産形成定額郵便貯金を担保とする貸付けを含みます。）まで。
貸 付 期 間	貸付けの日から2年 1回に限り貸付けの更新ができます。（自動貸付けの場合を除きます。） 預入金額及びその利子を継続預入する担保定期貯金を担保とする場合には、貸付期間の範囲内で、貯金担保自動貸付けも継続されます。 担保とされた貯金が、2年以内に次の期間が経過する場合はそれぞれの期間が経過する日まで。 ・担保定額貯金又は各種財産形成定額貯金を担保とする場合：預入の日から起算して10年 ・担保定期貯金を担保とする場合：預入期間（継続預入の場合を除きます。）
貸 付 方 法	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で貸し付けます。 貯金担保自動貸付けは、通常貯金の残額を超える払戻しがあった場合に、担保定額貯金又は担保定期貯金を担保に、自動的に貸し付けます。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。
貸 付 回 数	担保とされた貯金1口につき1回（一の貸付けについて、貸付金及び貸付利子の返済が行われていない場合に限りです。） 貯金担保自動貸付けは何度でも貸付けが受けられます。
返 済 方 法	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で貸付金及び貸付利子を返済いただけます。 貯金担保自動貸付けは、貸付金額及び貸付利子を通常貯金に預入することにより、自動的に返済されます。なお、貸付金額のみの通常貯金への預入では、貸付利子が残るため、貸付期間が経過した場合には担保とされた貯金を払い戻し、貸付金及びその利子の返済に充て、残金を通常貯金に預入します。
返 済 回 数	貸付期間内に1度に全額返済するか、最高4回に分割して返済することができます。 貯金担保自動貸付けは貸付期間内であれば何回に分けても返済できます。 貸付期間内に返済されない場合は、担保とされた貯金を払い戻し、貸付金及びその利子の返済に充てます。
貸 付 利 率	担保定額貯金又は各種財産形成定額貯金を担保とする貸付金の利率 返済時の約定利率 + 0.25% 担保定期貯金を担保とする貸付金の利率 預入時の約定利率 + 0.5%
利 子 計 算	1年を365日とする日割計算です。
そ の 他	担保定額貯金又は担保定期貯金（自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。）のうち、担保とする貯金が2口以上ある場合は、次の順に貸付けを行います。 貸付期間が最も長いもの 貸付金の利率が最も低いもの 返済は最も早く貸付期間が満了するもの（当該期間が同一の場合は、貸付利率が最も高いもの。）から行います。 「暗証番号必須取扱い」を利用している貯金を担保に貸付けを行う場合、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印鑑照合及び暗証照合を行います。 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。

この取扱いには、財産形成貯金担保貸付規定その他関係規定が適用されます。
詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずね
ください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合
わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター

電 話	0120-108420 (通話料無料) 携帯電話・PHS等からも通話料無料をご利用いただけます IP電話等一部ご利用いただけない場合があります
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00 (12/31～1/3は、9:00～17:00)

平成23年5月6日現在